

2016年6月2日

横浜市と「市民の健康づくりに係る連携に関する覚書」を締結

第一生命グループの一員であるネオファースト生命保険株式会社（代表取締役社長：徳岡 裕士、以下「ネオファースト生命」）は、2016年6月9日（木）に、横浜市（市長：林 文子）と「市民の健康づくりに係る連携に関する覚書」を締結します。本覚書の概要は、以下のとおりです。

◆「市民の健康づくりに係る連携に関する覚書」概要

（締結の目的）

横浜市とネオファースト生命は、相互に連携及び協力を行い、健康づくりに関する取組を通じて、市民の健康的な生活の実現を図る。

（主な取組）

- 横浜市健康づくり事業の紹介
- 横浜市民に対する健康づくりに関する正しい知識の普及啓発及び予防活動の支援
- 働く世代への健康づくりを支援する「よこはま企業健康マガジン」への寄稿 等

横浜市では、健康寿命日本一を目指し、新たな健康施策を、経済の分野などとも連携して幅広く展開し、全市民が健康づくりに取り組むまちづくりを進めています。本覚書については、この取組の一環として締結するものです。

第一生命グループでは保険ビジネス（Insurance）とテクノロジー（Technology）の両面から生命保険事業独自のイノベーションを創出する取組を“InsTech”（インステック）と銘打ち、最優先の戦略課題としてグループ全体で推進しています。その一環として第一生命が持つ約1,000万人のお客さま情報を含む医療ビッグデータ等の解析を行い、更なるリスク細分型の商品や、ご加入者の健康増進の取組みの促進につながり、健康寿命の延伸に貢献できるような新たな商品の開発を進めています。

お客さまの最も身近で大きな関心事は、いつの時代も「健康でいたい」という想いです。当社は、お客さまの人生に寄り添う保険会社として、お客さまが生活習慣を見直し、健康維持・増進のきっかけとさせていただけるような新しい保険の仕組みをこれからも提供していきます。

以 上

『ネオファースト生命の健康増進取組』

当社では、第一生命グループの“InsTech”（インステック）の取組みの一環として、社会やお客さまの健康増進にお役に立てるような商品やサービスの仕組みの開発を進めています。

◆商品

～生保業界で初めて¹、終身医療保険・特定疾病保障終身保険に『非喫煙者割引』を適用！～

●タバコを吸わない方・禁煙したい方を応援します！

非喫煙者割引は、従来からタバコを吸っていない方はもちろん、禁煙して1年以上経過している方も、所定の検査と告知により当社の基準を満たした場合に適用が可能となります。

禁煙は健康増進の要素のひとつでもあり、この保険の仕組みによって禁煙のサポートにつながればと考えています。



<無解約返戻金型終身医療保険>



<低解約返戻金型特定疾病保障終身保険>

～生保業界で初めて²、引受基準緩和型終身医療保険に『健康割引』を適用！～

●持病がある方の健康維持・改善を応援します！

契約日から5年間、疾病入院給付金・災害入院給付金の支払われる入院日数が通算してそれぞれ5日未満の場合、健康割引特則が適用され、以後の保険料が割り引きになります。

持病がある方の健康状態の改善や維持につながり、多くのお客さまの健康寿命の延伸にお役にたてればと願っております。



<無解約返戻金型終身医療保険（引受基準緩和型）>

◆ご契約者さま向けサービス

レシピサイト「タニタ社員食堂レシピ」6カ月無料利用特典の提供！

●健康的な食習慣を応援します！

「ネオ de いりよう健康プロモート」のご契約者さまを対象に、株式会社タニタの子会社であるタニタヘルスリンク（代表取締役社長：丹羽 隆史）が提供するスマートフォン・携帯電話向けレシピサイト「タニタの社員食堂」を6カ月無料でご利用いただける特典を提供しています。

お客さまにレシピサイト「タニタの社員食堂」をご活用いただき、健康的な食習慣を通して健康維持・増進のサポートができればと考えています。

¹ 生命保険協会加盟の生命保険会社が取扱う終身医療保険・特定疾病終身保険の中で当社調べによる（2015年6月29日現在）。医療関係特約を除く。

² 生命保険協会加盟の生命保険会社が取扱う引受基準緩和型終身医療保険の中で当社調べによる（2016年2月9日現在）

「健康ほっとダイヤル」の提供！

●健康に関してお困りのときに“ほっと”できるような生活を応援します！

健康・医療相談等のお電話によるご相談を承るほか、インターネットでのサービスも提供しています。例えば、「なりたい自分 Web」は、最近の健康診断の結果や、ご自身のライフスタイルを入力するだけで、生活習慣改善のアドバイスが受けられる等、なりたい自分を目指す健康管理コンテンツとしてご利用いただけます。

「入院費用前払いサービス」の提供！

●入院初期に前倒しで入院一時金（入院治療一時給付金）³を受け取ることが可能です！

支払対象となる入院に対して、簡単な手続きで入院初期に一時金をお受け取りいただける「入院費用前払サービス」を提供しています。

入院時には、日用品代、ご家族の交通費、入院前の検査費用、病院への入院保証金などの諸費用がかかる場合がありますが、「入院費用前払いサービス」をご利用いただくことで、必要な時に給付金をお受け取りいただき、安心して治療に専念いただけます。

(登) B16N3007 (2016.6.1) ①

³ 対象商品・特約は、無解約返戻金型治療保障保険もしくは入院一時給付特約・入院一時給付特約（引受基準緩和型）の付加がある契約となります。